

延岡市公告第300号

簡易型条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年9月3日

延岡市長 三 浦 久 知

1 入札に付する事項

1	工 事 名	令和8年度 西階雨水枝線工事（第1工区）	
2	工事場所	延岡市大貫町	
3	業 種	土木一式工事	
4	工 期	工事着手日から令和9年3月26日まで	
5	工事概要	管路布設工 □ 900×900 L=3.9m 管路布設工 □ 700×700 L=65.0m 舗装工 A=193.0m ²	
6	予定価格	32,428,000 円	
7	公表価格	29,480,000 円 （予定価格に110分の100を乗じて得た額）	
8	最低制限価格の有無	有	
9	工事費内訳書の要否	要	
10	入 札 保 証 金	延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第5条の定めによる。	
11	契約保証金の要否	延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。	
12	（中間）前金払の有無	有	
13	部 分 払 の 有 無	無	
14	議会の議決を要する契約	否	
15	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当	
16	特定建設工事共同企業体結成の要否	否	
17	入札方法	電子入札	
18	入札期間	令和8年9月28日（月曜日）午前8時30分 から 令和8年9月30日（水曜日）午前10時00分 まで	
19	開札日時	令和8年9月30日（水曜日）午後1時10分	
20	開札場所	延岡市役所 入札室（本庁舎6階）	
21	備 考	※ 申請書等様式及び設計図書等については、本市ホームページに掲載する「入札情報サービス」からダウンロードすること。	

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の資格要件

本工事の入札に参加することができる者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者とする。

1	本公告日において、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第39号）に基づき、本市の指名競争入札参加資格者名簿（名簿有効期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日、業種： 土木一式工事 ）に登載されていること。	
2	土木一式工事 について、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受審していること。ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日については、 令和7年2月28日 以後のもので直近のものに限る。なお、契約締結日においても有効な経営事項審査結果を有していること。	
3	人的関係に関する入札参加の制限を行うため、下記のいずれかに該当する者は、同一入札に参加することはできない。 ① 一方の事業者の役員等が、他方の事業者の役員等を兼ねている場合 ② 一方の事業者の代表権を有する者が、他方の事業者の代表権を有する者と夫婦である場合 ※ 役員等とは、現在事項全部証明書等の「役員に関する事項」に記載される役員を示す。なお、社外取締役、監事、有限責任社員及び事務局長は、役員に含まない。	
4	所在地等	延岡市内に本店を有すること。
5	等級	A級
6	備考	※ 「所在地等」とは、建設業法第3条第1項に規定される営業所の所在地をいう。 ※ 「等級」とは、上記 1 で示す名簿に登載された（土木一式工事）の等級区分をいう。

3 配置予定技術者の資格に関する事項

本工事の入札に参加しようとする者は、次の表に掲げる全ての要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。

(1) 配置予定技術者の資格要件

1	国家資格等	土木一式工事において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
2	専任の要否	否

4 入札参加資格の確認に関する事項

(1) 提出書類（以下「申請書等」という。）

本工事の入札に参加しようとする者は、以下に示す入札参加に必要な申請書等を電子入札システムから提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、受付期間内に必要な申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

- | |
|--|
| ① 簡易型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
② 誓約書（様式第2号）
③ 人的関係に関する調書 |
|--|

※電子入札システムによる申請

本工事の入札に参加しようとする者は、申請書等の提出期限（午後5時15分まで）までに、電子入札システムで申請すること。

操作方法：電子入札システム『入札参加届出書』の画面において、上記書類①～③を1つのファイルにした電子データを添付したうえで、「提出」ボタンをクリックする。

(2) 申請書等の交付

本市ホームページに掲載する「入札情報サービス」からダウンロードすること。

(3) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、申請者に対し、令和8年9月16日（水曜日）までに電子入札システムから入札参加資格確認結果通知書を発行する。

5 入札日程等に関する事項

(1) 本公告、申請書等及び設計図書等の閲覧の期間		
1	閲覧期間	本公告日から令和9年3月31日（水曜日）まで
2	閲覧方法	延岡市ホームページ「入札情報サービス」に掲載する。
(2) 申請書等の提出		
1	受付期間	本公告日から令和8年9月14日（月曜日）午後5時15分まで
2	提出方法	電子入札システムでの提出
3	提出書類	申請書等を1つのファイルにまとめて送信すること。
(4) 入札参加資格及び設計図書等に関する質問		
1	受付期間	本公告日から令和8年9月9日（水曜日）午後5時15分まで
2	提出方法	入札参加資格に関する質問書（別記様式第1号）及び設計図書等に関する質問書（別記様式第2号）に質問内容を記入の上、電子データ（word ファイル）で作成したものを E-mail により送信すること（電話での質問は受け付けない。）。
3	送 信 先	延岡市総合政策部契約管理課のメールアドレス kanri@city.nobeoka.miyazaki.jp
4	回答方法	「入札情報サービス」に掲載する（質問受付後、随時回答を行う。）。
5	回答期限	令和8年9月11日（金曜日）午後5時15分までに行う。
(4) 入札及び開札の日時等		
1	入札方法	電子入札
2	入札期間	令和8年9月28日（月曜日）午前8時30分 から 令和8年9月30日（水曜日）午前10時00分 まで
3	開札日時	令和8年9月30日（水曜日）午後1時10分
4	開札場所	延岡市役所 入札室 （本庁舎6階）
5	入札回数	1 回
(5) 備 考		
延岡市総合政策部契約管理課における閲覧は、日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。		

6 その他の事項

- (1) 本工事は、週休２日工事の対象工事（発注者指定型）である。
- (2) 技術者の配置について
「**３ 配置予定技術者の資格に関する事項**」で示している技術者を配置できない場合、落札後であっても契約者とししない。
- (3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (4) 受注者は、工事の一部を第三者（下請人）に請け負わせる場合においては、延岡市工事請負契約約款第７条の規定により、下請人を延岡市内に主たる事務所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、建設資材を購入する場合においては、延岡市工事請負契約約款第７条の２の規定により、当該購入の相手方を延岡市内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (6) 本公告に定めるもののほか、本件入札に関する必要な事項は、別記「簡易型条件付一般競争入札公告共通事項書」に示すとおりとする。
- (7) 問合せ先
〒882－8686 延岡市東本小路２番地１
延岡市総合政策部契約管理課
TEL 0982-22-7048 FAX 0982-22-7062
- (8) 工事担当課
延岡市上下水道局下水道課
TEL 0982-22-7024

簡易型条件付一般競争入札公告共通事項書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札参加資格に関する審査の日までのいずれの日においても、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者が、延岡市建設工事等指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第39号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定された者である場合は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者又はなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、要綱第5条第1項の規定による指名競争入札参加資格の審査を受け、指名競争入札参加資格者として決定された者である場合は、この限りでない。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (7) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (8) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 入札参加資格の取消

入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に指名停止を受けた場合、その他入札参加資格の要件を満たさなくなったと認められる場合には、その者を入札に参加させないことがある。

3 入札書の記入方法

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

4 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設定した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

5 契約金額

契約金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

6 入札の無効条件

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 延岡市契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- ④ 入札書の入札金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- ⑥ 連合その他不正な行為があった入札
- ⑦ 電子入札にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）のない入札（市長が別に定めるものを除く。）
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札公告に定める条件等に反する入札
- (4) 虚偽の申請を行ったと認められる者がした入札

7 入札の失格条件

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限比較価格（最低制限価格の110分の100に相当する金額）に満たない金額で入札した者
- (2) 入札書比較価格（公表価格；予定価格の110分の100に相当する金額）を超えて入札した者

8 入札の辞退

- (1) 本件入札に関し、入札参加資格確認結果通知書の交付を受けた者が、入札を辞退しようとするときは、入札終了時刻までに電子入札システムから入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札の取り止め等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 契約条件

延岡市工事請負契約約款による。

12 その他

- (1) 契約締結期限 落札決定の日から7日以内とする。
- (2) 着工期限 契約締結の日から5日以内とする。
- (3) 現場代理人の経歴書の提出部数 1部
- (4) 建設業退職金共済掛金収納書 掛金収納書（原本）を指定用紙に貼付して提出のこと。
- (5) 落札者は、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

13 入札者心得

- (1) 入札参加者は、入札について連合その他不正な行為をしないこと。
- (2) 地方自治法、地方自治法施行令、延岡市契約規則等の関係規定に従うこと。